

苫小牧市新型コロナウイルス対策消費喚起事業助成金 Q&A

1. 助成対象の条件

Q1. コロナウイルスの影響だと判断する方法は？

A1. 令和2年2月26日に道知事が「緊急事態宣言」を行い、その影響で街が自粛ムードとなり、売上減に繋がっているものと判断するので、根拠資料の提出は求めない。

Q2. 通常事業とコロナウイルス影響事業の区別する方法は？

A2. 事業の名目や趣旨に「コロナウイルス」の文言があることで適用する。

Q3. 過去に市の商業関係補助金を受けている店舗も助成対象となるか？

A3. この助成金は、過去の補助利用を問いません。

Q4. 市商連や商店会、商工会議所などに加盟する必要はあるか？

A4. この助成金は、加盟の有無を問わないが、他の補助金を受ける際や、地域の町おこしに繋がる観点で、団体等に加盟することを推奨します。

Q5. 購入先（委託先）は市内業者に限るか？

A5. その限りではないが、市内での経済循環を狙うためには、極力市内業者の利用をお願いしたい。

Q6. コロナウイルス関係で市税を滞納している事業者の救済はあるか？

A6. 納税課にてコロナウイルスの影響でのみ滞納が発生した事が確認できた場合は、助成対象者とする。

Q7. 中小企業と小規模事業者とは？

A7. 中小企業基本法第2条で定められている事業者のことをいう。
(抜粋 中小企業基本法第2条第1項 中小企業の定義)

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(抜粋 中小企業基本法第2条第5項 小規模事業者の定義)

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

Q8. 対象になる事業を複数計画しているが、申請方法は？

A8. 一事業者で一申請となるので、複数計画している場合は、全てを含めた事業期間と予算書で、一度に申請をお願いする。一度申請を行った事業で10万円に満たなかった事による再申請は認めない。

Q9. 事後申請でも可能？

A9. 令和2年3月1日以降の事業に対して交付決定をするので、事後申請も認める。対象経費の可否については、事前相談をお勧めする。

Q10. 事業者のグループ店舗はそれぞれ申請可能か？

A10. 一事業者で一申請なので、グループそれぞれの店舗からの申請は認められない。申請事業者からは開業届または直近年の確定申告の写し(法人の場合は登記または決算書類の写し)を提出してもらい、確認を行う。

Q11. 書類提出は代理でもよいか？また、郵送でも可能か？

A11. 申請書の窓口提出は、申請者が行うようお願いいたします。窓口混雑を避けるため、郵送提出でも可です。切手代は申請者負担となります。不備があった場合は連絡させていただくため、連絡の取りやすい電話番号を必ず記載願います。

《郵送先》〒053-8790 苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市役所 商業振興課

2. 助成事業

(1) 新たに販路開拓、顧客獲得に資する事業

Q11. 具体的にどのような事業が当てはまるのか？

A11. ランチ営業開始や時間延長、テイクアウト開始、宅配・訪問サービス開始やエリア拡大等、コロナウイルスの影響で新たに始めた事業であること。

Q12. 具体的にどのような費用が対象になるのか？

A12. 弁当に係る消耗品費（容器、箸、袋等）、新たな収納棚の作成費、運送到レンタカーを使用した場合の賃貸料、事業実施で増加した光熱水費、運送到に係る燃料費、宣伝広告料など。

(2) 集客回復に資するイベント事業

Q13. 具体的にどのような事業が当てはまるのか？

A13. 飲み放題イベント、特別メニューイベント、目玉商品セール、来店者プレゼントの配布、複数合同で特設販売コーナー設置、自店のスタンプカード発行、衛生強化サービス等、コロナウイルスの影響で落ち込んだ集客を取り戻すために行う事業であること。

Q14. 具体的にどのような費用が対象になるのか？

A14. 宣伝広告費、新規に導入するサーバー類等の設備費、来店者プレゼントの購入費、他社と合同で特設販売を行う時の委託料、ポイントカードの印刷料、お客さまに配布する衛生用品（消毒液やマスク等）の購入費など。値引き分の補填や、メニューに係る食材費は対象外です。

Q15. 店舗環境の向上による集客回復として、空気清浄機やサーキュレーターは対象になるのか？

A15. 空気清浄機は、コロナウイルスに対する効果が立証されていないため、換気向上としての購入は認められない。サーキュレーターは空気の循環を上げ、外気との換気を向上させる為の購入ならば、認める。
また、イベントの景品や粗品等でお客様に渡すための物ならば、認める。

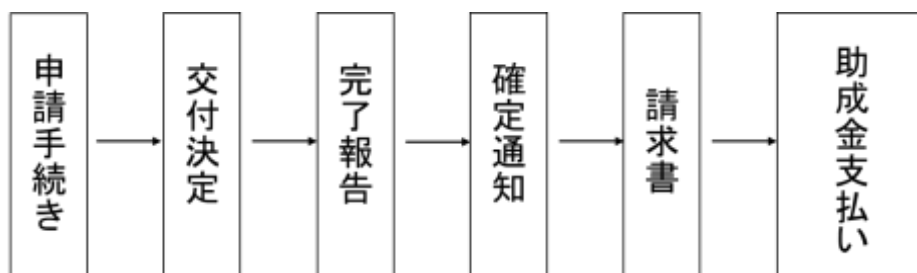
3. 申請について

Q16. 申請してから入金までの期間は？

A16. 週に一度、交付決定や確定通知及び支払いの内部処理を進めていきますが、完了報告提出からおおよそ1ヶ月～2ヶ月後となります。

Q17. 申請してから入金までの流れは？

A17. 申請手続き、完了報告、請求書の処理は、週に一度、下記フローにて手続きを進めていきます。完了報告や請求書の提出が遅れると、入金が遅くなりますので、都度早めの書類提出をお願いします。



Q18. 領収書が無い場合、支払いの証明は、納品書や請求書でも可能？

A18. 納品書や請求書は、支払が完了したことを証明できないことから、必ず領収書を徴することとしています。領収書を兼ねている納品書や請求書は、その旨が記載されていることが必要です。代引きで支払った領収書等は紛失しやすいので、気を付けてください。

《実施例》 ※詳細は要相談

1. ランチ営業開始、時間延長

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、増加する光熱水費（上限 1 万）、来場者に配布する景品代、新たにランチ営業を開始するのに必要な設備費や備品費（時間延長は対象外）。

2. テイクアウトの開始

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、増加する光熱水費（上限 1 万）、テイクアウト用の容器や箸等の消耗品費、新たにテイクアウトを開始するのに必要な設備費や備品費。

3. 宅配・訪問サービス

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、増加する光熱水費（上限 1 万）、宅配用の容器や箸等の消耗品費、運搬用として車両リースした場合の契約料、燃料費（上限 1 万）、新たにテイクアウトを開始するのに必要な設備費や備品費。

4. エリア拡大

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、増加する燃料費（上限 1 万）、エリア拡大のため増加が必要な車両をリースした場合の契約料、運搬を他者に依頼するための委託料。

5. 飲み放題、特別メニュー等のイベント

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、集客アップによる感染症拡大防止のための衛生用品費、来店者プレゼントをする場合はその景品代、イベントを開始するのに必要な設備費や備品費。

6. 目玉商品セール、来店者プレゼント、複数者特設販売等のイベント

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、集客アップによる感染症拡大防止のための衛生用品費、来店者プレゼントの景品代、会場使用料、業務委託料。

7. スタンプカード発行

広告宣伝費、チラシ作成に係る印刷費、集客アップによる感染症拡大防止のための衛生用品費、プレゼントをする場合はその景品代（値引き費用は不可）、カード印刷費、スタンプ作成費。